

身体的拘束等適正化のための指針

合同会社さいたま子どもサポートステーション

1 基本的考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の廃止及び適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 身体拘束等禁止の規定

(1) 身体拘束等禁止の規定

（「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

指定通所支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と規定されています。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要件のすべてを満たす状態にある場合は、やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う事があります。

- ① 切迫性…利用者または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3 身体拘束等適正化の推進

(1) 虐待防止等責任者及び虐待防止等推進委員の配置

虐待防止及び身体拘束等の適正化を推進していくため、虐待防止責任者及び虐待防止推進担当者を配置します。虐待防止等責任者は管理者をもって充てることとし、虐待防止推進員は職員の中から選出することとします。

(2) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の設置

職員会議（オンライン会議含む）を設定する際に、併せて虐待防止及び身体拘束等適正化委員会を実施します。（月に1回程度）

(3) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の構成員

委員会は、事業所職員全員をもって構成し、委員長には管理者を充てることとします。委員長が不在の場合には、児童発達管理責任者がその職を代行することとします。

4 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に携わる全ての職員に対して、身体的拘束の廃止及び適正化と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

(1) 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施

(2) 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施（市町村が実施する研修会等への参加、報告など）

5 身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 訪問先との連携

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、訪問先と連携し1. 切迫性 2. 非代替性 3. 一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認します。

また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議します。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認します。また、早期の段階で拘束解除に向けた取組みの検討を随時行います。

(2) 利用者本人や家族等に対するの説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に十分に説明をし、同意を得た上で実施します。

(3) 記録

記録用紙を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。

(4) その他

身体拘束に該当する行為とは、利用者の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように利用者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断するよう努めます。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者及び保護者等が閲覧できるようホームページに掲載します。

7 身体的拘束適正化に向けた責務及び役割

身体的拘束廃止に向け、訪問施設や保護者との連携を十分に図り、果たすべき役割に責任をもって対応します。

附 則

この指針は令和6年2月1日より施行する